

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年3月23日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
--------------------	----

厚生年金保険関係	2件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900444号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900098号

第1 結論

請求者のA社における平成27年9月30日の標準賞与額を50万円に訂正することが必要である。

平成27年9月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年9月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和26年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年9月30日

請求期間に係る標準賞与の記録が、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳及び「支払い明細書 賞与一般 平成27年第2回分賞与」により、請求者は当該期間において、同社から50万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(50万円)に基づく厚生年金保険料(4万4,570円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年9月30日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年8月20日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成27年9月30日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900445号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900099号

第1 結論

請求者のA社における平成27年9月30日の標準賞与額を50万円に訂正することが必要である。

平成27年9月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年9月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年9月30日

請求期間に係る標準賞与の記録が、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳及び「支払い明細書 賞与一般 平成27年第2回分賞与」により、請求者は当該期間において、同社から50万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(50万円)に基づく厚生年金保険料(4万4,570円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年9月30日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年8月20日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成27年9月30日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。